

障害者総合支援法の見直しについて

木太 直人



社会保障審議会障害者部会（以下、「障害者部会」）では、障害者総合支援法の見直しに向けた検討がスタートしています。これは、障害者総合支援法の附則として、法施行後3年を目途として「常時介護を要する障害者等に対する支援」をはじめとする主に10項目について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとしていることに基づくものです。障害者部会に先立って昨年12月に「障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ」が設置され、本年4月20日に論点整理（案）が公表されました。

障害者部会では、この論点整理（案）に沿って見直しの検討が進められることとなりますが、5月下旬から6月中旬にかけては関係団体のヒアリングが集中的に行われ、7月以降は個別論点について議論し、12月に障害者部会としてのとりまとめが行われる予定です。法改正が必要な事項がある場合には、2016年の通常国会に改正案が提出されることとなります。

検討項目の1つは「障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について」であり、論点としては「障害者に対する意思決定支援についてどう考えるか」と「成年後見制度の利用支援についてどう考えるか」の2つが示されています。また、検討項目「精神障害者に対する支援の在り方について」では、論点に「総合支援法における意思決定支援と、精神保健福祉法附則第8条に規定する『精神科病院に係る入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援の在り方』との関係性についてどう整理するか」が示されています。このあたりの論点はクローバーとしても関心が高いところです。

6月9日の関係団体ヒアリングでは、日本精神保健福祉士協会も意見を表明していますので、詳しくは本協会のウェブサイトでご確認ください。

**体験報告**

埼玉県支部 野口 尚子

7年前の2008（平成20）年から、夢中で専門職後見人の仕事に携わってきました。その間、地域包括支援センターの社会福祉士・主任介護支援専門員として、多くの利用者の方と関わり、多くの体験・経験を重ね、笑顔と同じ数の失敗を繰り返し、反省を重ねてきました。3年前より、「独立型事務所」という形で、ひとりで、この仕事を生業としています。

昨秋、クローバーより紹介された補助からの類型変更に伴う後見人の交代というケースを通じて、初めて精神保健福祉士として受任しました。前任の補助人の方は社会福祉士ですが、申立人である親族の希望は、後見人には精神保健福祉士の有資格者を、というものでした。類型が変わり、重さが増し、その方にとっての後見人の役割、そうして精神保健福祉士が後見人につくことの意味を考えます。唯一の親族の方から、年末に、通帳や大事なものの引継ぎを受けたのですが、年明けに持病が再発し、長期入院を余儀なくされてしまい、一緒に関わることが困難になってしまいました。被後見人にとって、どれほどのショックだったことでしょうか、ダメージは計り知れないものになりました。私自身も、キーパーソンを失うような気持ちになってしまいました。

しかし、もうスタートボタンは押されています。できること、できないことについて、丁寧に本人に説明することから始まります。シュークリームを持参して、ゆっくりとティータイムを楽しみながら、世間話です。一昨年の継続研修で講義を受けた菅先生が話しておられた『ベストインタレスト』。被後見人の方が望む生活、叶えられる生活がどのようなものなのか、把握し、そして信頼を得られるまでには、長い長い時間がかかりそうです。受任後は、周辺の事務処理（金融機関や年金事務所のことなど）が多く、家裁に初回事務報告書を提出するまでの間は、休み無しです。しかし、今回は前任の補助人の方が、親族の方が倒れられた時も含め、様々な形で協力してくださり、助かりました。

この仕事は、ひとりではできないと実感します。病院の精神保健福祉士の方、役所の方など、たくさんの情報をいただきました。マニュアルの無い仕事です。また、あったとしても、その通りになどいかない仕事です。関わっている個所しか見ないのではなく、全体を見て動いていきたいと感じます。後見の仕事は、その人の為に・・・、なかなか思い通りにはいきません。精神保健福祉士が、福祉の専門職として、この仕事をする意味を考えながら、しっかりと伴奏者になることが出来るよう、力不足と言っていられません。がんばります。待っていてください。

認定成年後見人ネットワーク クローバー 登録・受任・活動状況

1) 認定成年後見人ネットワーク クローバー登録者

2015年5月31日現在登録者 **128名**

ブロック	人数	都道府県支部内訳(※)
北海道ブロック	5	北海道 5
東北ブロック	7	岩手 3、宮城 3、山形 1
関東・甲信越ブロック	49	埼玉 11、千葉 5、東京 20、 神奈川 9、山梨 3、長野 1
東海・北陸ブロック	20	石川 1、岐阜 2、静岡 5、愛知 12
近畿ブロック	9	京都 1、大阪 5、兵庫 3
中国ブロック	6	鳥取 1、岡山 1、広島 2、山口 2
四国ブロック	6	愛媛 5、高知 1
九州・沖縄ブロック	26	福岡 10、佐賀 1、長崎 1、熊本 6、 宮崎 1、鹿児島 1、沖縄 6

※登録者の所属支部で算出。勤務先(勤務先なしの場合は自宅住所)が所在する都道府県。

2) 認定成年後見人ネットワーク クローバー受任状況

(2015年5月31日現在)

家庭裁判所等からの受任相談件数 **89件**

正式受任 58件	受任中	54件 北海道 1、宮城 2、埼玉 3 千葉 1、東京 21 神奈川 2、岐阜 1、愛媛 1 福岡 9、熊本 13
	受任終了	4件 北海道 1、東京 2、福岡 1
受任前調整中 4件	神奈川 1、静岡 1、熊本 2	

※受任案件の取扱家庭裁判所の都道府県で算出。

3) 認定成年後見人ネットワーク クローバー 活動状況

(2015年3月1日～2015年5月31日)

- 3月21日 平成26年度一般社団法人沖縄県精神保健福祉協会
3月定例会 講師派遣(安部委員)
5月19日 権利擁護センターふちゅう事例検討会(毛塚委員)

■受任中の皆様へ■ 受任案件のクローバーへの定期報告はお済みですか? 家裁の定期報告頻度に限らず、年1回・必須です!

クローバー地域情報 第1回 ～福岡県北九州市 その1～

クローバー運営委員

安部 裕一

本コーナーではこれまでは主に委員の紹介をしてきましたが、「クローバー地域情報」と題して新コーナーがスタートします。各地域での委員や登録者の活動状況について報告していきます。

第1回目は福岡県北九州市についてご紹介します。

北九州市および周辺1市4町は、福岡家庭裁判所小倉支部(以下、「小倉支部」)が管轄しています。小倉支部には、裁判官・書記官・調査官が複数名常駐しており、本庁並みの機能を持っています。小倉支部と後見申立に関与する包括支援センター他行政機関や第三者後見受け皿となっている専門職職能団体・社会福祉協議会(平成27年度は21団体)による「家事関係機関との連絡協議会」も実施されています。協議会へはクローバーにも出席依頼がきており毎年委員を派遣しています。その中で、他受任団体と一緒に、成年後見利用支援事業の報酬助成が活用されていない状況の改善を求めた結果、実施にいたったこともありました。小倉支部管内では毎年200件近くの後見等の申立が行われているといえます。対して、北九州市は、専門職協働による法人後見団体、市民後見人が実務を担う社協による法人後見機能がしており、他の専門職も含めて、財産の多寡・紛争性の有無・身上監護の内容など、申立の実情に応じて、臨機応変に受任できる体制が整備されています。



～次号、「福岡県北九州市 その2」へ続きます～



編集後記

今年は春が短かったかのように、5月から25℃を超える暑さが全国各地に訪れました……。暑さが苦手な身としては、早速ダウン寸前です。早く冬になればいいのに……。

今年のクローバー継続研修は例年と違う形で開催することを計画しています。今年は東京と福岡の2ヶ所に分けて行う予定です。皆さんが集まりやすく、知識の研鑽とご自身の地域での課題を集約出来る場になれば、と思っています。精神保健福祉士の後見活動がより活発になる仕掛けになれば、と思っています。こういった熱さなら歓迎です。(毛塚 和英)

